

カンボジアの女性障害者（特集 アジアの女性障害者 -- 複合差別と権利擁護）

著者	四本 健二
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	255
ページ	12-13
発行年	2016-12
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00018791

カンボジアの女性障害者

四本 健二

カンボジアの女性障害者は、女性として、障害者として地域社会でどのような困難に直面し、どのような生活を送っているのだろうか。そして、政府はどのような対策を講じているのだろうか。

●農村の女性障害者―医療、労働、教育、結婚―

二〇〇六年にカンボジアのNGOが農村で障害者の家族がいる一三七世帯を対象に男性障害者七九人、女性障害者五八人から聞き取り調査を行った結果によれば、保健医療について女性の障害の原因の六割強が疾病であるのに対して、男性の障害の原因における疾病の比率は、四割弱である。このことは、男性の健康ニーズが社会や家族のなかで優先され、女性の健康ニーズが疎んじられている可能性を示唆している。とりわけ一八歳

未満の若年障害者の障害の原因において先天的な原因が三割を占めていることは、妊娠中の母親が摂取する栄養、母子保健に関する意識、保健サービスへのアクセスに問題があることが推認される。また、労働については障害者が世帯の生業に従事する比率は、稲作、養鶏、野菜栽培で約三割から四割となっている。このことから、障害者の生業への貢献は、家族とともに、あるいは単独で可能な軽作業への従事であることがわかる。その一方で、障害者の家事への従事は、掃除、食事の準備補助、子守り、水汲み、洗濯など多岐にわたっており、障害者は、世帯の生業に従事することには限定的であるが、主に家庭内と自宅周辺での軽作業の家事には、比較的積極的にかかわっていることが看取される。ところで、障害児の就学に関

しては、男性障害者の平均学歴が約四年であるのに対して、女性障害者の平均学歴は約二年半であった。障害者全体の就学年数の短さと、とりわけ女性障害者の就学年数の短さが依然として問題となっている。さらに、障害者の結婚に関しては、三割以上の女性障害者が、婚姻について自分の家族内または相手の家族との間での問題を経験しているのに対して、同様の問題を経験した男性障害者は一割程度に過ぎない。しかしながら、実際には一八歳以上の男性障害者の二割弱、女性障害者の半数以上が未婚であることから、とりわけ女性障害者にとって婚姻が困難である状況が認められる。

障害者は、地域で行われる行事に参加することに積極的である。六歳以上の障害者（児）の七割強が寺院での儀式、葬儀または回

忌法要、結婚式、学校行事などの地域社会の冠婚葬祭等に参列している。

性別では六歳以上の男性障害者の八割弱が地域の冠婚葬祭に参列しているのに対して、六歳以上の女性障害者が参列する割合は、七割程度である。すなわち、性別からみると地域の冠婚葬祭等への参加は、女性障害者よりも男性障害者のほうがやや高い比率を示している。他方で、一八歳以上の障害者の地域開発への参加はそれほど高い比率を占めない。食糧増産事業、村長が招集した集会、NGOの活動など、何らかの地域開発活動に参加したのは半数であるが、性別からみると男性障害者が六割であるのに対して女性障害者は三割強に過ぎない。これらから看取される傾向は、宗教的な地域の会合に障害者が排除されることはいが、社会的な活動への参加には障害者は、男女ともに積極的ではなく、とりわけ女性の場合は消極的であるといえよう(参考文献①)。

●女性障害者に対する家庭内暴力

家庭において女性障害者は家族からどのような扱いを受けている

のだろうか。モナシユ大学の社会学者ジル・アストブリーと女性問題研究者ファレーン・ワルジがカンボジアの都市部二カ所と農村部三カ所において、女性障害者一七人と女性非障害者一七七人の計三五四人を対象として行った聞き取り調査によれば、女性のうちで障害者と非障害者を比較した場合に、配偶者から暴力を受ける割合については著しい差はみいだせなかった。しかしながら、既婚女性のうち、女性障害者が夫から行動を制約されている割合は非障害者の四・二倍に上り、女性障害者が医療サービスを受けるのに事前に夫の許可を要する割合は、女性非障害者の二・五倍に上る。また、女性障害者と女性非障害者が夫から受ける暴力の種類別の割合では、無視されるなどの精神的暴力、身体的暴力、性的暴力のいずれにおいても、女性障害者が被害を受けている割合が高い。特筆すべきは、夫以外の家族から受ける暴力について、障害の有無による差異は著しく、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれにおいても女性非障害者に比べて女性障害者の被害割合は高い。これら被害女性のうち女性障害者の約七割は、夫からの暴

力について誰にも打ち明けることができず、夫以外の家族による暴力についても被害者の半数が、誰にも打ち明けることができないでいる。こうした調査結果を受けて調査者らは、カンボジアにおいては女性障害者が夫以外の家族から受ける精神的、身体的、性的暴力の被害は極めて深刻であって、とりわけ都市部において、家庭は女性障害者にとってリスクの高い環境であると結論付けている。そのうえで、女性に対する暴力を容認する文化的背景や暴力を受けたことを申告することに対するためらいから、夫や夫以外の家族による女性障害者への暴力の実際の被害はもっと深刻なのではないかと推察している（参考文献②）。

● 輪廻と「チュバブ・スレイ」 —女性障害者を縛る二つの 伝統—

カンボジア人は来世の生まれ変わ（輪廻転生）を信じて現世で徳を積むことを重んじる。逆にいえば、先天的な障害は前世で行いが悪かったための罰であるともみなされ、障害者に対する偏見の土壌となっている。また、夫や両親への服従を説き、控えめでおとなし

い態度を強いる「チュバブ・スレイ」（女の掟）と呼ばれる伝統的な女性像が今日でも社会に根強く残っている。したがって、女性障害者はこうした伝統に二重に縛られているといえる。

● 女性政策と障害者政策のは ざままで

カンボジア政府は、外交的には女子差別撤廃条約や障害者の権利条約を含む国際人権文書への署名、批准を積極的におすすめしてきた。しかし、それらによって課された義務を履行するには、資金と専門的人材の不足から国際協力に頼らざるを得ないという状況にある。障害者の権利条約の履行もその例外ではなく、履行の進捗状況を注視する必要がある。

一方、国内的には、二〇〇九年に「障害者の権利法」が制定され、障害者の権利について一応の保障を定めたが、体系的な障害者の権利保障には一層の法整備が必要である。

また、政策的には女性省を中心に展開される女性政策においても、社会福祉省を中心に展開される障害者政策においても、計画書のみならず女性障害者についての言及は

限定的である。女性障害者に限っていえば、特段の法的措置が行われているわけではない。また、障害者政策においても女性のニーズにもとづいた施策が重点的に展開されているわけでもない。以上のことから、カンボジアにおける女性障害者は、男性障害者や女性非障害者と比較して家庭と地域社会の双方において厳しい状況にあることは明らかであり、法的にも、政策的にも一層の配慮が必要であるといわざるを得ない。

（よつもと けんじ／神戸大学大学院国際協力研究科教授）

《参考文献》

- ① Cooperation Committee for Cambodia, *The Challenge of Living with Disability in Rural Cambodia: A Study of Mobility Impaired People in Social Setting of Prey Veng District, Prey Veng Province*, 2006.
- ② Astbury, Jill and Fareen Wajji, *Triple Jeopardy: Gender-based Violence and Human Rights Violations Experienced by Women with Disabilities in Cambodia*, AusAID, 2013.